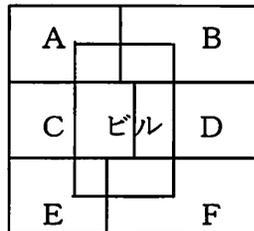


発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 共同ビルの敷地

Q : A、B、C、D、E及びFは、次のような土地の上に共同ビルを建築しました。



ところで、このビルの敷地はどのように評価するのでしょうか。

A : 全体を1画地の宅地として評価した価額を、各土地の価額の比により按分します。

【解説】

共同ビルの敷地の用に供されている宅地は、その全体を1画地の宅地として評価した価額に、各土地の価額の比を乗じた金額により評価します。

この場合、土地の価額の比は次の算式によって計算してよいことになっています。

$$\frac{\text{各土地ごとに財産評価基本通達により評価した価額}}{\text{各土地ごとに財産評価基本通達により評価した価額の合計額}}$$

この取扱いは、今まで、公開通達等で明示されていませんでしたが、総務庁が行った税務行政監察勧告に応える形で公開されたもので、国税庁のホームページ上のタックスアンサーに盛り込まれました。

